

昭和五十四年度

資料調査報告書 第七集

「菅家文書」「乾家文書」

鳥取県立博物館

(昭和五四年年度) 資料調査報告書第七集正誤表

2頁下段・34頁下段 元和五年卯月 ↓ 卯月
 29頁下段(乾家文書目録17) 六月十日 ↓ 閏六月十日
 34頁下段(一七号の文書) 懇勸 ↓ 懇勸
 六月十日 ↓ 閏六月十日
 加須屋権之助 ↓ 掃部助

序にかえて

資料調査報告第七集は、四九年四月、安東晃氏から寄託された「菅家文書」と五四年四月乾敏彦氏から寄託された「乾家文書」についての調査報告である。「菅家文書」・「乾家文書」ともに近世初頭の文書であり、しかも池田家の近世大名としての成長の過程の一端を示す貴重な史料である。「菅家文書」については、その一部はすでに全国に紹介され、「朝鮮役の史料で、水軍関係の党文書としてすこぶる貴重なものである」(阿部善雄氏)、「いわゆる海賊衆の史料としてきわめて貴重な存在である」(田中健夫氏)として注目を集め、とくに田中氏は「菅流水軍の祖菅平右衛門尉道長の生涯とその史料」(「海軍史研究」第一八号)という論文で「菅家文書」についてくわしい論考を公表された。さらに兵庫県史編さん室でも史料紹介で取り上げられており、これ等の業績によりつつ、菅家文書の全体を報告することにした。「乾家文書」は量的には僅かであるが、乾家が鳥取藩の中で占める位置が大きいだけに、貴重な文書である。乾家文書の大部分の所在の確認も急がれるところであるが、今後の調査をまたねばならない。貴重な文書を御寄託いただいた安東・乾両氏に深く感謝するとともに、阿部・田中両先生・兵庫県史編さん室には、その研究成果から多くの教示を得たことにお礼を申し上げる次第である。また、朝尾直弘先生(京都大学)には、お忙しい中を「菅家文書」の解説について特に懇切に御指導いただき、本報告書を書き終えることができたことを心から感謝している。最後に、いつもながら、御指導・御協力をおしまれなかった当館協議会委員河手龍海(鳥取大学教授)・浜崎洋三(県史編纂専門委員)の両先生にもお礼申し上げて刊行の辞としたい。

昭和五年三月

鳥取県立博物館長
前 田 寿 男

目次

序にかえて	1
「菅家文書」	
1 菅家文書の伝来と調査	2
2 菅家文書目録	3
3 菅家文書写真真版	4
4 菅家文書解説文	13
5 菅家文書補説	20
6 菅家について	22
「乾家文書」	
1 乾家文書の伝来	29
2 乾家文書目録	29
3 乾家文書写真真版	30
4 乾家文書解説文	32
5 乾家について	35
6 乾家文書補説	36
あとがき	38

1 菅家文書の伝来と調査

菅家文書は、旧鳥取藩士菅長太郎家に伝来した文書である。この文書の現在の所蔵者は八頭郡用瀬町の安東晃氏で、昭和四九年四月、同氏から当館に寄託されたものである。

菅家文書がどのような事情で安東家に所蔵されるようになったか明らかでない。安東氏によると、以前から同家に所蔵されていたらしいが、菅家との特別なつながりはないという。おそらく、廃藩置県後、菅家の手を離れた文書等が何らかの事情で安東家に入り、そのまま同家の所蔵するところになったもので、安東晃氏もその辺の事情は全く知らないといわれるから、かなり以前のことであつたであろう。

菅家文書の所在が明らかになったのは、昭和四四年ごろ、安東氏の家族から鳥取県史編纂室に、自分の家にあるような文書があるがどんなものかと判物箱一ぱいの文書を持って相談に見えたことにはじまる。県史編纂室では浜崎洋三氏が調査された。菅家文書発見のことは当時の新聞でも一般に知らされ、その所在が明らかになった。その後、同文書は一時県史編纂室に保管されていたが、やがて、安東氏のもとへ返却された。

この間、昭和四五年七月、鳥取藩政史料の採集のため来鳥された東京大学史料編纂所の阿部善雄氏は、「鳥取県史編纂室の御好意で、はからずも『菅家文書』一二点に接することができた。朝鮮役の史料で、水軍関係の党文書としてはすこぶる貴重なものであつた」と、同文書を調査報告されている。阿部氏は、同年一〇月刊の『古事類苑月報四三—政治部第三篇』（吉川弘文館）に「海賊衆その後」という論文を寄せて、「小論ながら海賊菅氏のその後を紹介」されるところにも菅家文書の所在を全圖に紹介された。

阿部氏の論文について昭和四七年四月には、東京大学史料編纂所の田中健夫氏が「菅流水軍の祖菅平右衛門尉道長の生涯とその史料」（『海軍史研究』第一八号）という論文を発表された。田中氏は阿部氏の撮影された一二点の文書と鳥取池田家史料の中の「菅長太郎家譜」を中心に菅平右衛門尉に關係する史料を整理し詳細な検討を加えられた。田中氏の論稿により菅家文書のうち、天正一七年から慶長八年までの一二通の文書については、ほぼ解明されたといえ

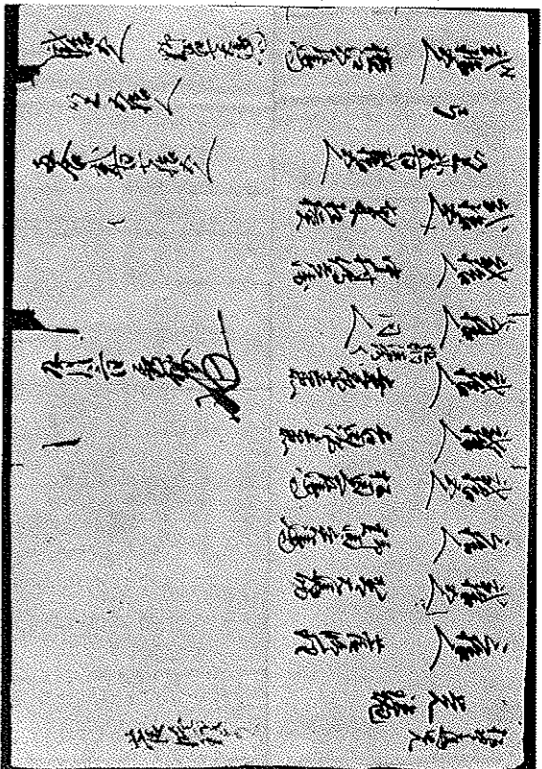
る。翌四八年三月に刊行された『鳥取県史2』（中世）にも「朝鮮の役と菅一党」として簡単に菅家文書が紹介された。その後、五三年五月、兵庫県史編纂室が菅家文書を探録され、『兵庫県の歴史』16（昭和五四年二月）に「史料紹介—菅家文書」として、前述の田中氏の論稿によりながら一二点の文書を紹介し、さらに、慶長一一年一二月の大坂冬の陣に關する二点の文書について詳しく紹介された。

ところで、菅家文書は「菅長太郎家譜」の中に「秀吉公ニ仕へ、敵老方五千石ヲ賜リ、文祿元辰年依命船手を重り候而、同人悴菅和泉・菅若狭・菅権之佐と共に朝鮮江渡海、自秀吉公書簡数々并陣羽織等を賜り、又大老御連判書を以て船中之命を蒙」と書かれており、豊臣秀吉朱印状および豊臣氏五大老連判状等朝鮮の役に関係した一二点の文書が菅家に伝来していることをうかがわせているが、これらの文書を採録していない。「家譜」が採録している文書は、後出する菅家文書目録の一五・二一・二九・三〇・三一・三二・三三・三四・三五・三七・三九の一点である。しかし、「家譜」に採録されているが原文書の所在が不明（少なくとも今回の寄託文書四〇点の中には存在しない）のものが数点ある。例えば、元和五年卯月十一日の菅権助宛池田忠長知行判物、三〇・三一の文書に關連する慶安元年十二月六日付の菅平右衛門宛の池田光仲御書、慶安三年十二月の菅長太郎宛池田光仲知行判物等である。

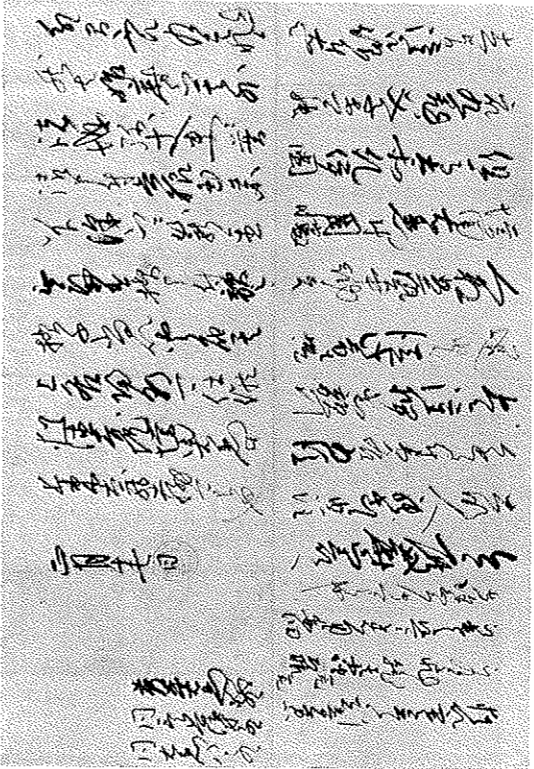
一方、「家譜」では全くその存在が明らかでなかった文書で、原文書が残っているが、目録の二二から二八までのうち一五と二一を除く一五点である。以上のようなことから考えて、寄託された四〇点の菅家文書が、現存する菅家文書の数であるかどうかは明らかでない。安東氏の手もとにまだ菅家に關する史料が残っているかも知れないが、これについては現在まで調査していない。ただ寄託された四〇点以外にこの菅家文書と一連のものと考えてもよさそうな文書、「慶長三年八月五日、菅仁三郎宛小早川秀秋知行宛行目録」一通が大坂城天守閣に所蔵されている。（昭和五〇年一二月刊「大坂城天守閣所蔵品図録」）菅家文書は、これまで織豊政権下における海賊衆の史料として注目を集め、研究されてきた。しかし、二二から二八までの一七点の文書は、慶長五年以降、とくに一九年の大坂冬の陣に關係したものであり、菅氏が池田家という近世大名の家臣として定着していく過程を示す貴重な史料である。

2 菅家文書目録

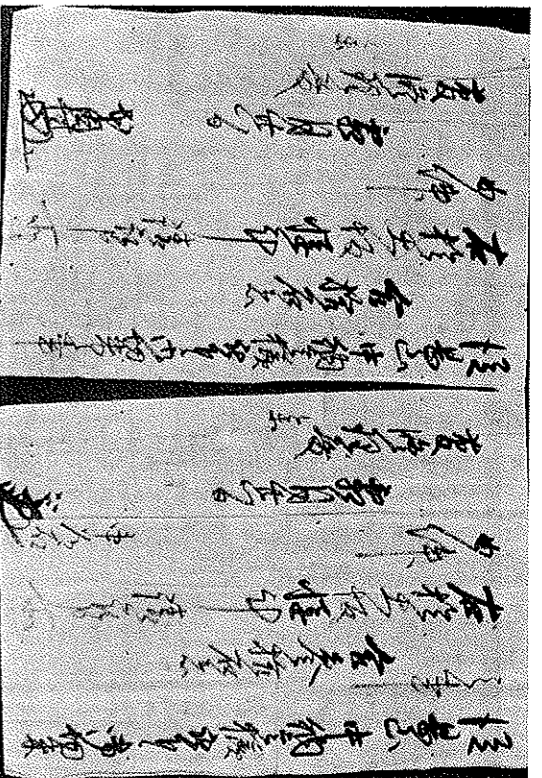
- 1 豊臣秀吉朱印状 (天正十七年) 十二月五日 (船手人数書) 折紙
- 2 豊臣秀吉朱印状 菅平右衛門尉宛 (文祿元年か) 七月十七日 折紙
- 3 豊臣秀吉朱印状 菅平右衛門入道宛 (文祿二年) 二月九日 折紙
- 4 豊臣秀吉朱印状 菅平右衛門尉 (文祿二年か) 五月一日 折紙
- 5 豊臣秀吉朱印状 菅二三郎宛 (文祿二年か) 五月初日 折紙
- 6 豊臣秀吉朱印状 菅平右衛門尉宛 (文祿四年か) 正月廿八日 折紙
- 7 豊臣秀吉朱印状 菅平右衛門尉宛 慶長二年二月廿日 折紙
- 8 豊臣秀吉朱印状 山口玄蕃頭(正弘)宛 (慶長二年) 八月十六日 折紙
- 9 小早川秀秋判物 菅修理宛 (慶長二年か) 九月三日 折紙
- 10 豊臣秀吉朱印状 菅平右衛門入道・同三郎兵衛尉・同右衛門八宛 (慶長三年) 正月十七日 折紙
- 11 豊臣氏五大老連署状 菅平右衛門尉宛 (慶長三年) 十月十六日 折紙
- 12 中道石(中村道碩)切米請取状 (慶長五・六年か) 霜月廿八日 菅修理宛 堅紙
- 13 本因坊(算砂)切米請取状 (慶長五・六年か) 霜月廿八日 菅修理宛 12・13の二通で一紙 堅紙
- 14 池田照政領知判物 菅宮内宛 慶長八年十月六日 折紙
- 15 池田忠継判物写 (菅権助宛知行方目録) 慶長十八年十二月四日 堅紙
- 16 荒尾但馬(成房)書状 安(安養寺)内藏宛 (慶長十九年か) 十一月朔日 折紙
- 17 三沢九郎左衛門・喜多村織部連署状 菅権之助宛 (慶長十九年か) 十一月二日 折紙
- 18 荒尾内匠介(成利)書状 菅権之助宛 (慶長十九年か) 十一月三日 折紙
- 19 喜多村織部書状 菅権之助宛 (慶長十九年か) 十一月五日 折紙
- 20 伊(伊吹か)大藏・三沢九郎左衛門連署状 菅権之介宛 (慶長十九年か) 霜月十五日 折紙
- 21 池田忠継感状 菅権之介宛 (慶長十九年) 十一月晦 折紙
- 22 良正院局書状 菅権之助宛 (慶長十九年十一月か) 三日 折紙
- 23 良正院局書状 菅権之助宛 (慶長十九年十一月か) 十三日 折紙
- 24 良正院局書状 菅権之助宛 (慶長十九年十一月か) 廿七日 折紙
- 25 向井将監書状 菅権之介宛 (年不詳) 正月十九日 堅紙
- 26 向井将監書状 菅権之介宛 (年不詳) 二月廿五日 堅紙
- 27 向井将監(忠勝か)書状 菅権之助宛 (年不詳) 十月六日 折紙
- 28 向井将監(正勝か)書状 菅権之介宛 (年不詳) 極月三日 堅紙
- 29 (菅権之助宛知行方目録)写 乾兵部太輔・和田飛騨守・荒尾志摩守・荒尾内匠介連署 寛永十年霜月廿八日 堅紙
- 30 和田飛騨守・荒尾主計頭・荒尾大和守連署状 菅平右衛門宛 (慶安元年) 極月六日 (御鷹の鶴拜領御札の使者として江戸下向を命ずる) 折紙二紙とじ
- 31 和田飛騨守・荒尾主計頭・荒尾大和守連署状 菅平右衛門宛 (慶安元年) 十二月七日 (御鷹の鶴拜領御札使書として江戸下着・御書并に覚書を請取ることについて) 折紙
- 32 池田綱清御書 菅隼人宛 (貞享四年) 九月十八日 (江戸御留守詰仰付) 折紙
- 33 (菅隼人宛知行方目録)写 池田日向 乾甲斐・和田式部・荒尾志摩連署 元禄二年正月廿二日 折紙
- 34 池田吉泰領知判物 菅伊勢宛 享保十一年九月廿六日 折紙
- 35 池田重寛領知判物 菅肥前宛 明和三年十二月廿四日 折紙
- 36 池田重寛領知判物写 (同右) 折紙
- 37 池田治道領知判物 菅隼理宛 寛政二年九月廿七日 (同右) 折紙
- 38 池田治道領知判物写 (同右) 折紙
- 39 池田齊稷領知判物 菅権之佐宛 文化十一年十一月五日 折紙
- 40 菅氏系図 折紙



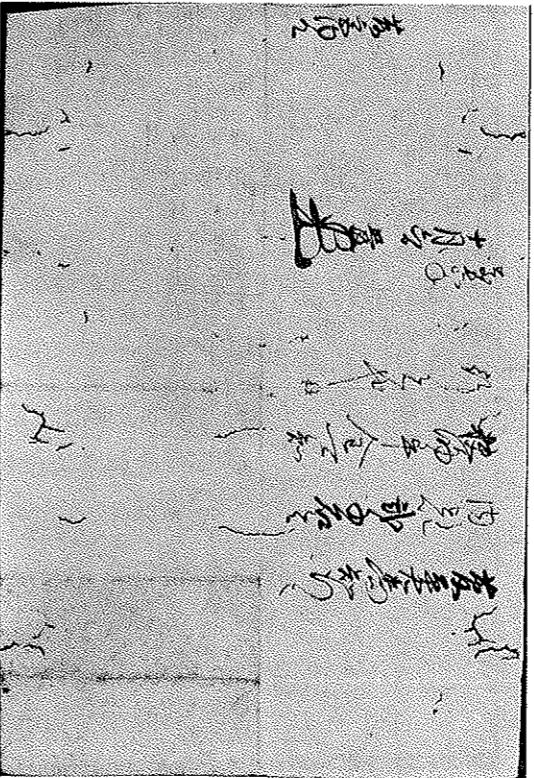
9 小早川秀秋判物



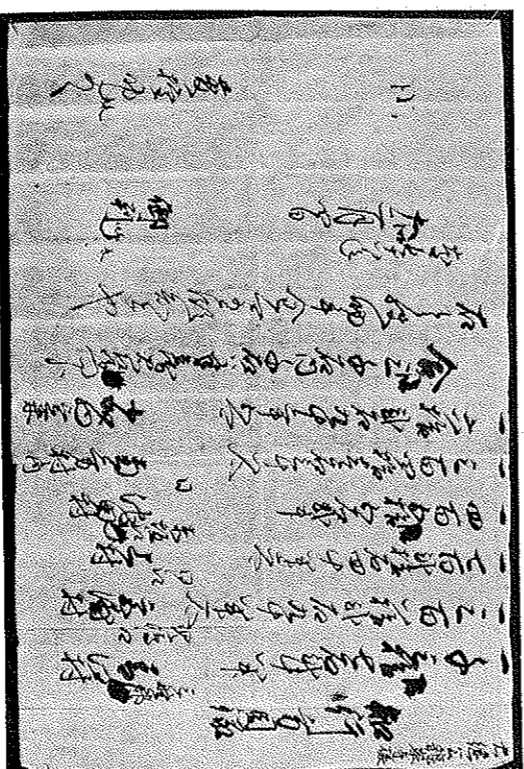
10 豊臣秀吉朱印状



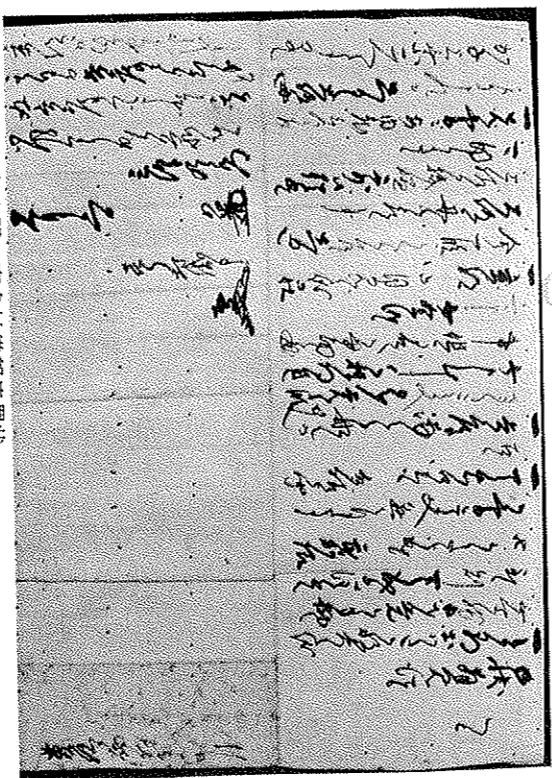
13 本因坊(算砂)切米請取状



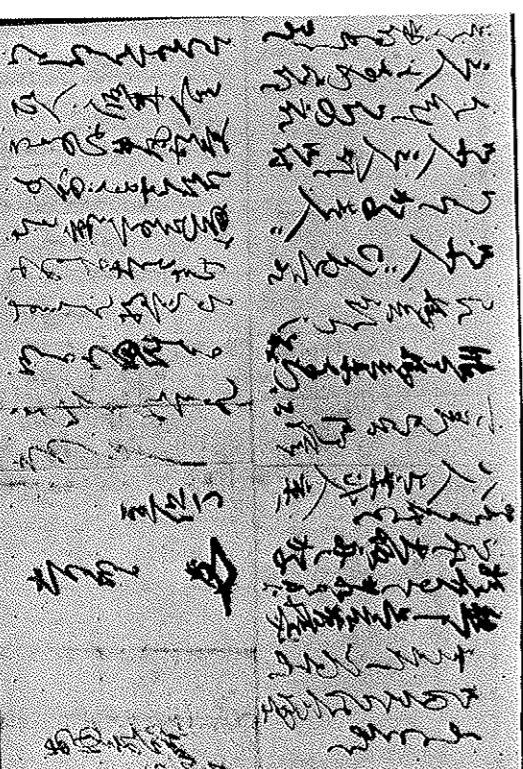
14 池田照政領知判物



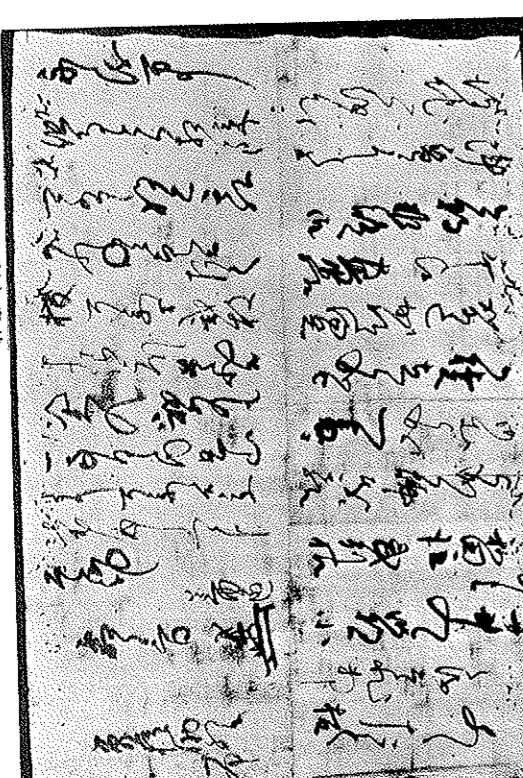
15 池田忠継判物写



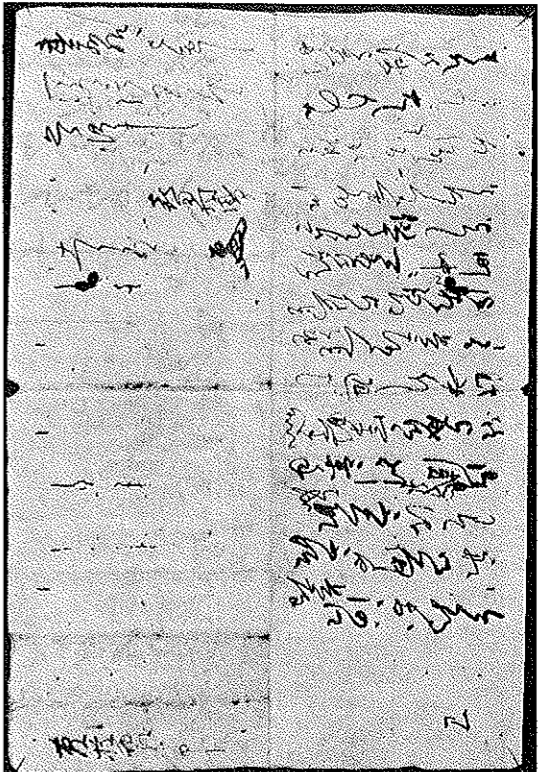
17 三沢九郎左衛門・喜多村織部重置状



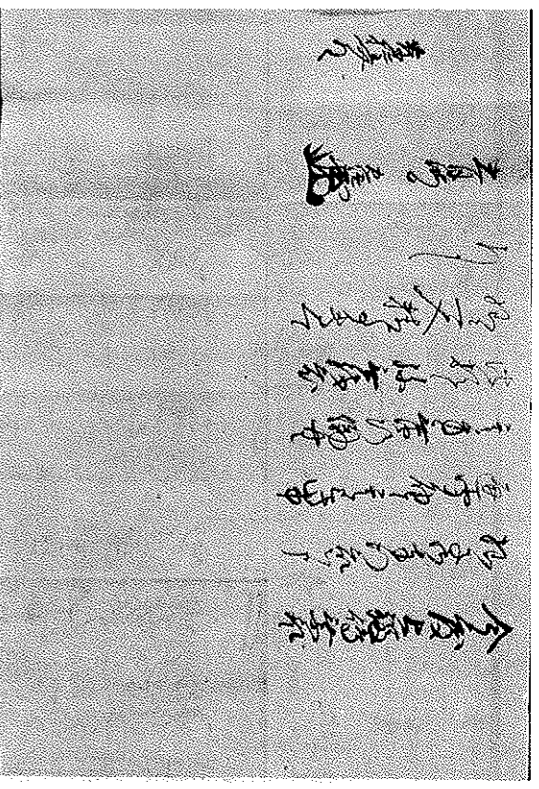
16 荒尾但馬(戒房)書状



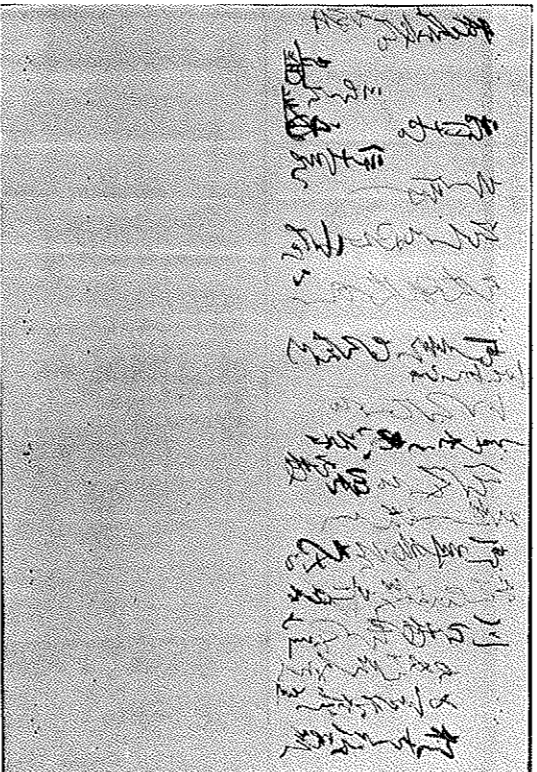
18 荒尾内匠介(成利)書状



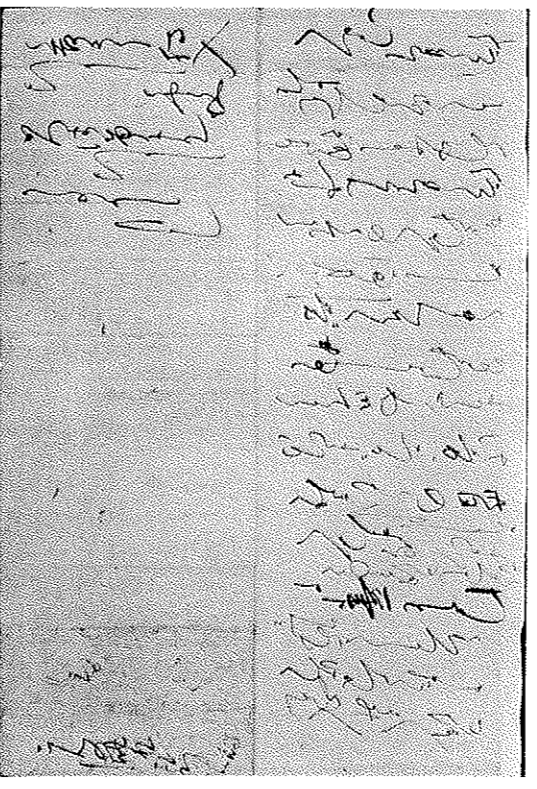
19 喜多村織部書状



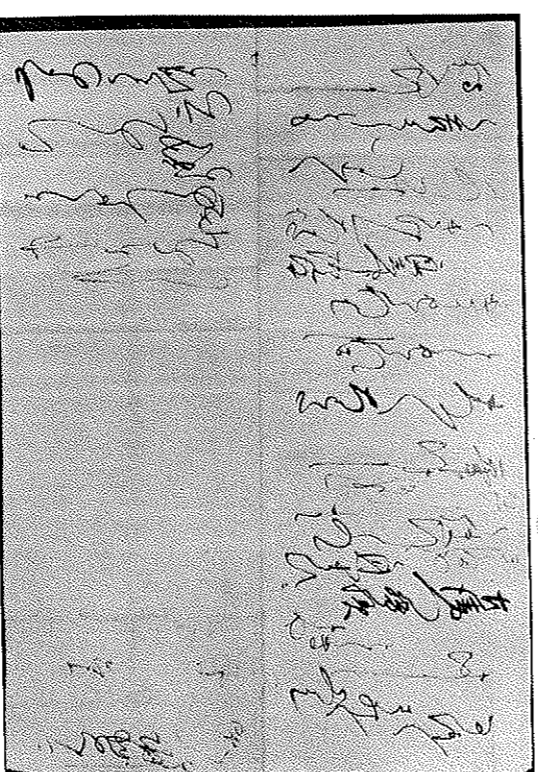
21 池田忠継書状



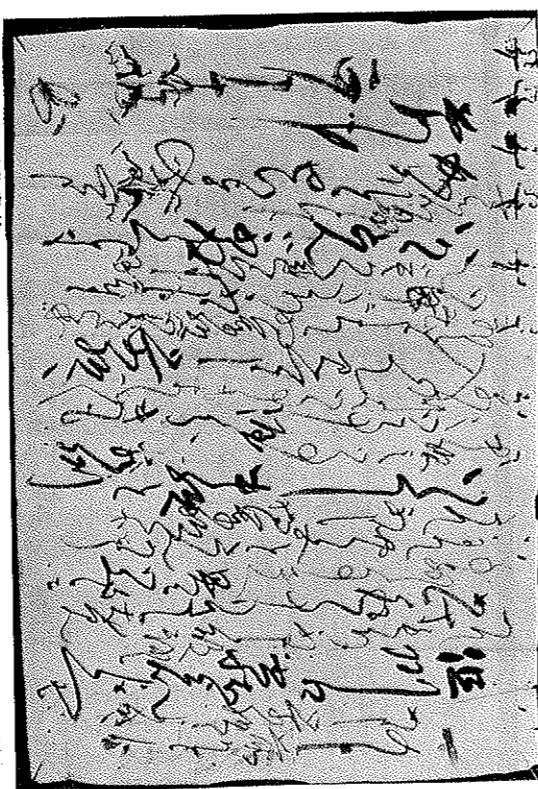
20 伊(伊吹かゝ)大藏・三沢九郎左衛門運署書状



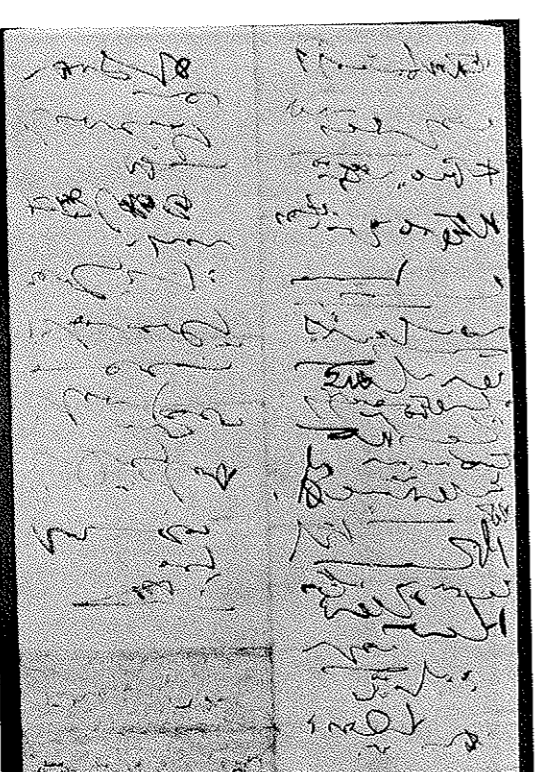
22 良正院局書状



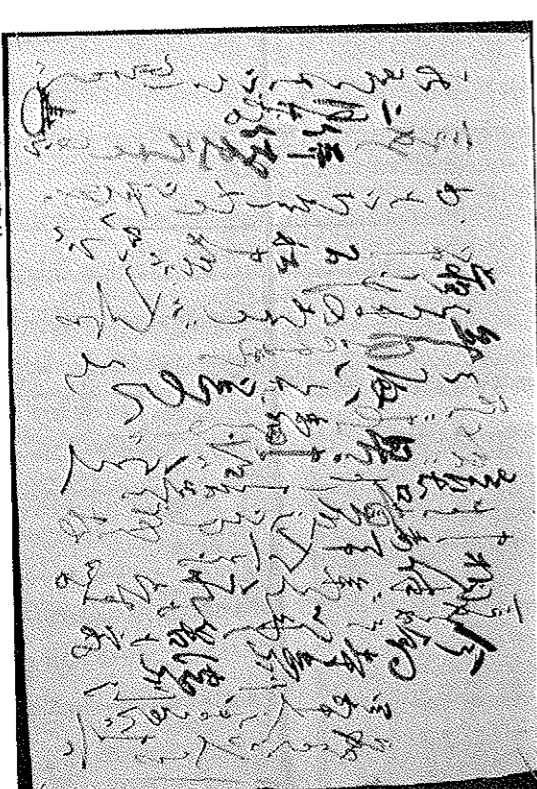
23 良正院局書状



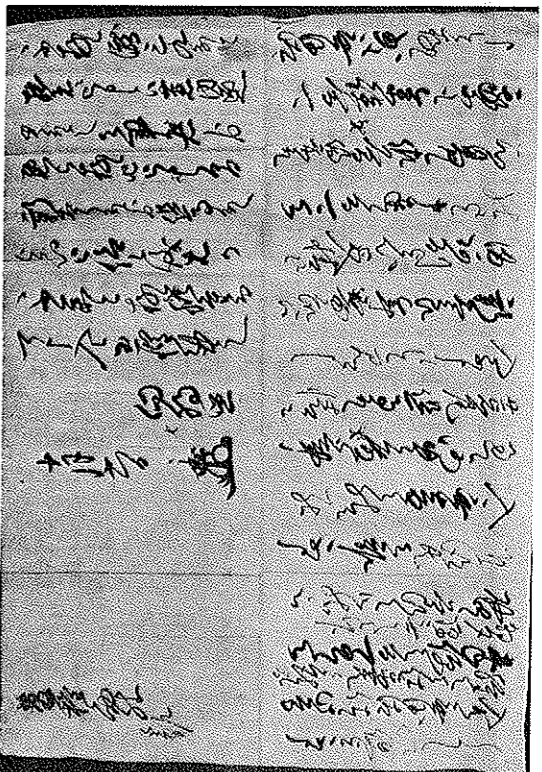
25 向井將監書状



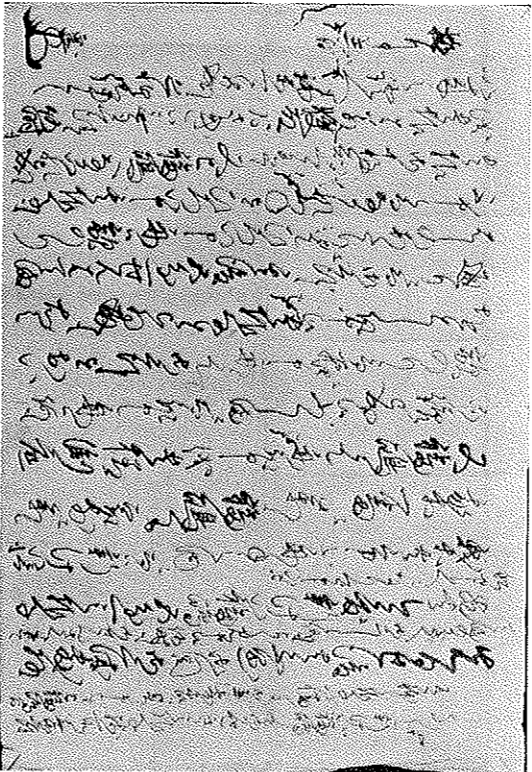
24 良正院局書状



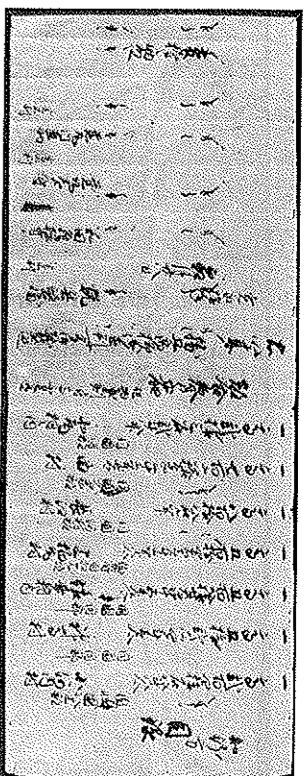
26 向井將監書状



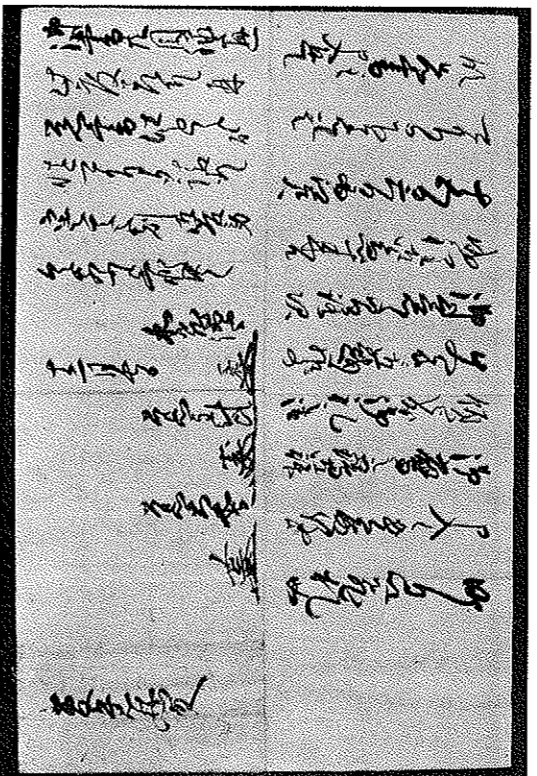
27 向井将監(忠勝か)書状



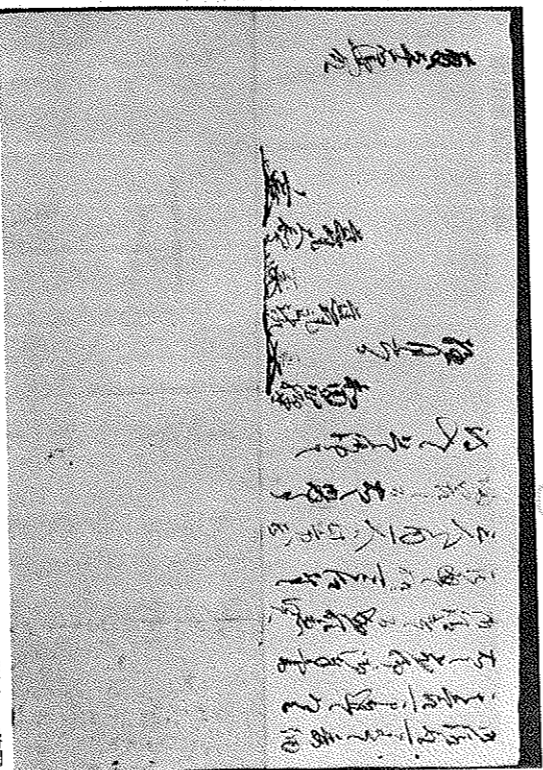
28 向井将監(正勝か)書状



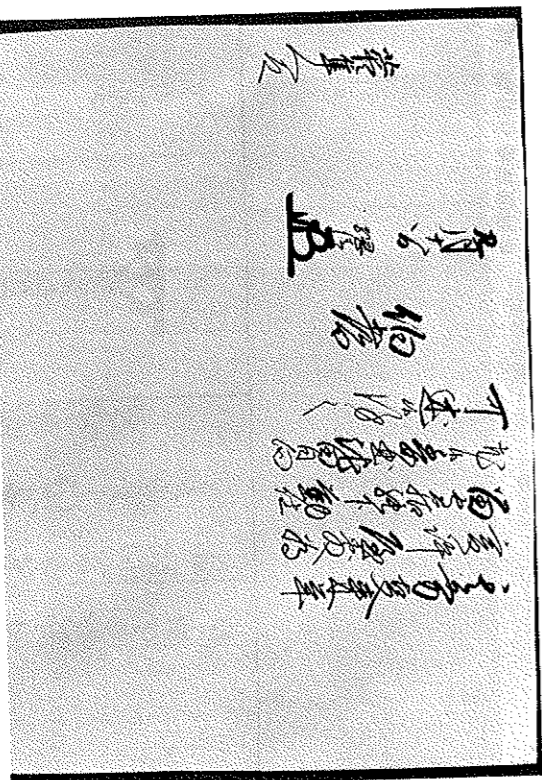
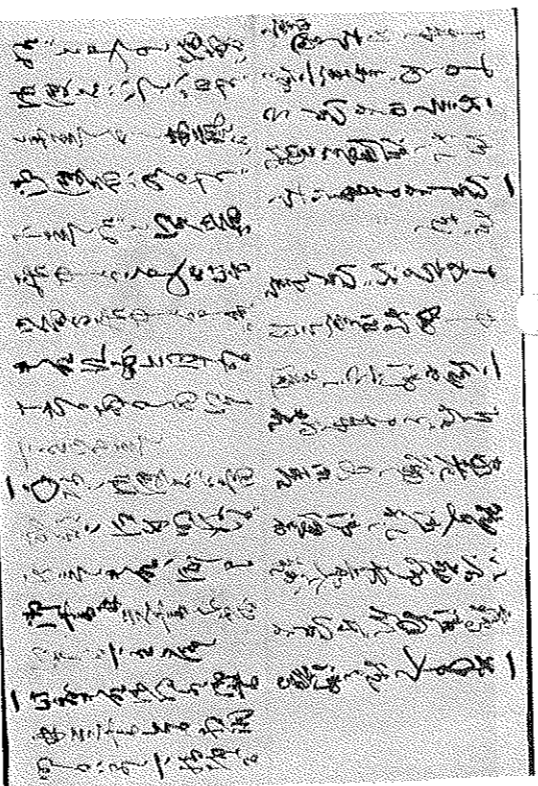
29 〔音権之助宛知行方目錄〕写



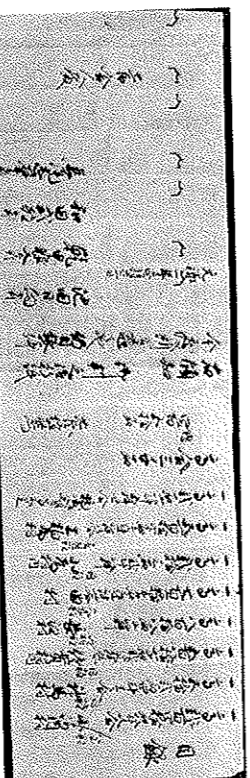
31 和田飛弾守・荒尾主計頭・荒尾大和守連署状



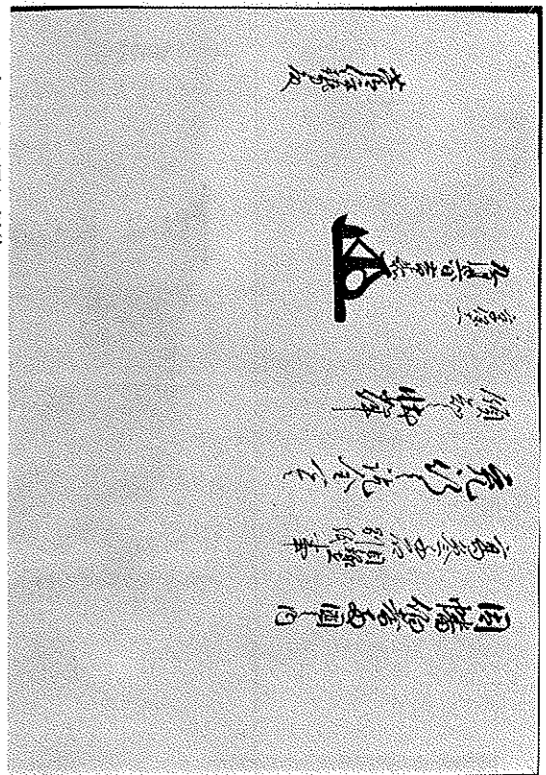
30 和田飛弾守・荒尾主計頭・荒尾大和守連署状



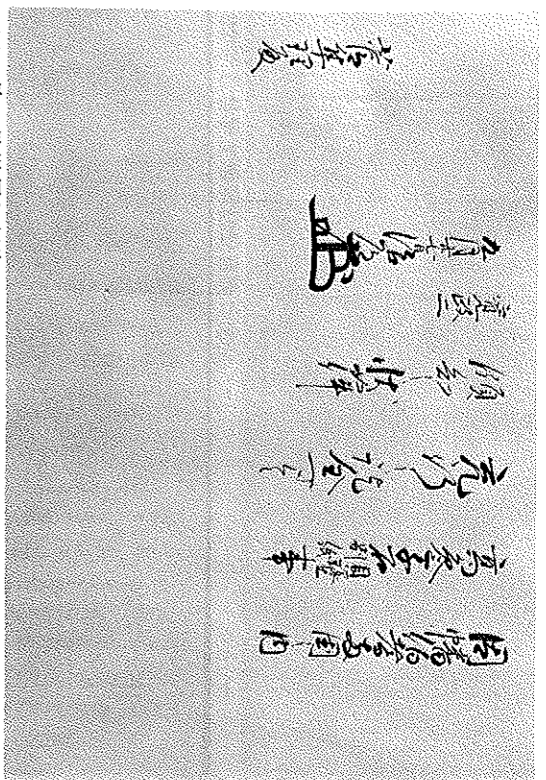
32 池田綱清御書



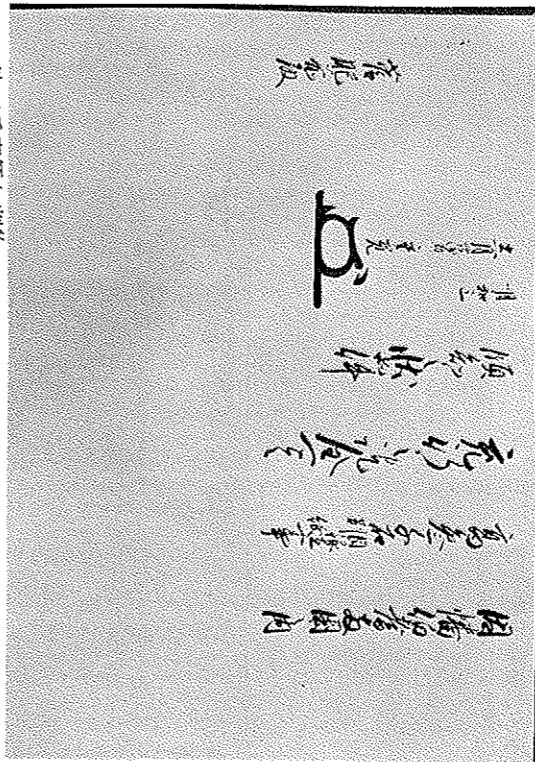
33 〔菅舎人宛知行方目錄〕写



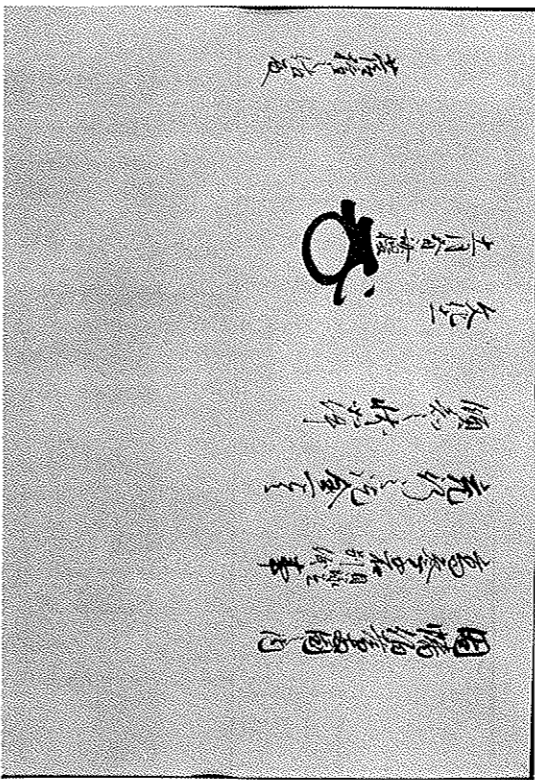
34 池田吉泰領知判物



37 池田治通領知判物



35 池田重寛領知判物



39 池田重頼領知判物

4 菅家文書解説文

(一) 豊臣秀吉朱印状 (二八・五×四四・六) 二紙綴

- 船手人数
- 一千五百人 九鬼大隅守 (嘉隆)
 - 一千三百人 脇坂中務少輔 (安治)
 - 一百六十人 加藤左馬助 (嘉明)
 - 一武百卅人 菅平右衛門
 - 一千二百五十人 土佐侍従 (長宗我部元親)
 - 一百五十人 米嶋兄弟 (久留島通之・通絶)
 - 一千五百人 大和大納言人数 (豊臣秀長)
 - 一千二百五十人 蜂須賀阿波守人数 (家政)
- 此外二千五百人自身御馬廻
- 一千五百人 生駒雅楽頭人数 (親正)
 - 此外二千五百人自身御馬廻
 - 一千五百人 福嶋左衛門大夫人人数 (正則)
 - 此外千八百人自身御馬廻
 - 一千人 戸田民部少輔人数 (勝隆)
 - 此外千七百人自身御馬廻
 - 一千人 備前宰相人数 (宇喜多秀家)
 - 一千五百人 安芸宰相人数 (毛利輝元)
 - 合式万六百卅人船手
- 右船共来年二月中ニ至于伊勢・嶋可令着岸候也、
(天正十七年) 十二月五日 (秀吉朱印)

(二) 豊臣秀吉朱印状 (折紙) 四六・〇×六六・七

其方事父子四人、警固船為奉行被差遣候条、善悪之儀有様ニ可令異見候、若無

承引族於在之者、則可令言上候、無越度様各相談可申付候也。
(文祿元年か) 七月十七日 (秀吉朱印)

菅平右衛門尉とのへ

(三) 豊臣秀吉朱印状 (折紙) 四六・三×六六・三

就被差遣浅野弾正少弼被仰出候、
一、船相揃次第可被成御渡海候之条、高麗ニ有之船共之儀者不及申、面々在所へも申遣、此時候之間、船数有之様ニ人精可馳走候、於名護屋可被為請取之条、一艘も多候程可為手柄候、然者一手々組々を仕、随成奉行相副、相加彈正奉行名護屋へ可指越事、
一、各兵粮事、多時候程可為手柄候、左候とて兵粮無之を所持候様ニ申成、下々迷惑させ候者、相届間敷候、然者何迄之兵粮有之通、指日限人数も各如在にて有間敷候之間、当分軍役程無之候ても不苦候条、有次第相改一札を出、兵粮手前々にて可請取事、
一、尚以、船到来次第被成御渡海御仕置為可被仰付候間、弥以下可有由断候、委細浅野弾正少弼可申候也、
(文祿二年) 二月九日 (秀吉朱印)

菅平右衛門入道とのへ

(四) 豊臣秀吉朱印状 (折紙) 四六・三×六五・〇

長々在陣辛勞不被及是非候、仍帷子一被下候、令着弥可入精候、就其、御仕置等儀、以御一書被仰遣候、猶熊谷半二・水野久右衛門可申候也、
(文祿二年か) 五月一日 (秀吉朱印)

菅平右衛門とのへ

(五) 豊臣秀吉朱印状 (折紙) 四六・三×六五・六

長々在陣辛勞不被及是非候、仍帷一被下候、令着弥可入精候、就其、御仕置等

儀、以御一書被仰遣候、猶熊谷半二・水野久右衛門可申候也、
(文祿二年か) 五月初日 (秀吉朱印)
菅三三郎とのへ

(六) 豊臣秀吉朱印状 (折紙) 四六・五×六五・八

將亦小袖一被下候、
長々在陣辛勞ニ思食候、御普請番等丈夫ニ申付候旨被聞召届候、為見廻美濃部
四郎三郎・山城小才次被差遣候、番替之人数並御兵糧舟共相揃、追々渡海之儀
被仰付候、着岸次第不移時日可帰朝候、猶兩人可申候也、
(文祿四年か) 正月廿八日 (秀吉朱印)
菅平右衛門尉とのへ

(七) 豊臣秀吉朱印状 (折紙) 四六・三×六五・五

今度高麗へ被差遣付而、其方家来共自然逐電之族於在之者、追先々可加成敗候、
相拘候者共ニ可為曲事条、開立可言上候也、
慶長貳二月廿日 (秀吉朱印)
菅平右衛門尉とのへ

(八) 豊臣秀吉朱印状写 (折紙) 三一・八×四八・五

七月廿一日書状加披見候、今度番船伐捕之刻、為使相越、即手相候、其方手前
へも船伐捕之由尤候、乍去以来も可有之事候、中納言若年候間、何事有之共、
其方相職諸式可申付之処、自然不慮之儀候へ者、中納言人数役ニ不相立事候之
条、其分別專一候、柳川侍從・高橋主膳・筑紫普吉相手之由被聞食届候、并菅
仁三郎も番舟伐捕之由、神妙之旨可申候、尚委曲増田右衛門尉・長東大藏太
輔可申候也、
(慶長二年) 八月十六日 (御朱印)
山口玄番頭とのへ

夫ニ普請申付、兵糧・玉葉以下沢山ニ籠置、無氣遣候申付、敵之様子尚以聞届、
其上各掃朝可仕候、猶徳善院・増田右衛門尉・長東大藏大輔可申候也、
(慶長三年) 正月十七日 (秀吉朱印)
菅平右衛門入道とのへ
同三郎兵衛尉とのへ
同右衛門八とのへ

(一一) 豊臣氏五大老連署状 (折紙)

(現状二紙綴) 一七・四×四七・一
朝鮮表之儀、大明人罷出之由相聞候間、来春順風次第^(正次ニカ)可被差渡候条、被得其
意可有留意候、然者かご舟舟之儀、如割符、是又用意不可有由断候、恐々謹言、
(慶長三年) 十月十六日
輝元 (花押) (毛利)
景勝 (花押) (上杉)
秀家 (花押) (宇喜多)
利家 (花押) (前田)
家康 (花押) (徳川)

菅平右衛門尉殿

(一二) 中道石 (中村道碩) 切米請取状 三〇・七×四四・四
(一三) 本因坊 (算砂) 切米請取状

菅平右衛門尉殿
右於大坂 櫓斗請取申所如件、
(中村道碩) 中道石 (花押)
(慶長五・六年か) 霜月廿八日
菅修理殿参

從岡山中納言様被下候御切米之事、
合拾石者
右於大坂櫓斗請取申所如件、
(本因坊算砂) 本因坊 (花押)
(慶長五・六年か) 霜月廿八日

(九) 小早川秀秋判物 (折紙) 三三・一×四九・二
松野主馬先^(マノ丸)
寛 鉄炮

菅修理

三拾人 加太右馬助
貳拾五人 野田三右衛門尉
三拾人 野田久左衛門尉
貳拾五人 松田次郎兵衛
貳拾人 吉田次郎兵衛
桑原十兵衛

但納淡路分
三拾人 同人
貳拾人 中村伝兵衛
貳拾五人 本木相模

以上貳百貳拾五人
弓
貳拾五人 横江五左衛門尉
貳拾五人 野呂七右衛門尉
以上五拾人
同合貳百七拾五人

(一〇) 豊臣秀吉朱印状 (折紙) 四六・四×六五・五

猶以寒天之刻、辛勞不被及是非候、就其、小袖一宛、道服一宛、被遣之候、
可令着御候、委細寺沢志摩守可申候也、
今度蔚山表へ大明人罷出候由注進ニ付而、各為後巻雖押出、敵引退由候、從此
方も既人数安^(毛利)中納言・増田右衛門尉・因幡・但馬・大和・紀伊・九鬼父
子等可罷立旨雖被仰付、右之分候間、不被及是非候、然者始蔚山其外諸城亦丈

菅修理殿参

(一四) 池田照政知行充行判物 (折紙) 三六・二×五三・三

菅平右衛門尉知行之内を以、貳千石令扶助畢、全可知行者也、
慶長八年十月六日 (池田) 照政 (花押)
菅宮内殿

(一五) 池田忠継判物 (知行方目録) 写 二七・九×四三・一

忠継公龍峯寺様
知行方目録
一千三拾七石貳斗八升 三野郡青江村
一三百八拾貳石九斗八升一合 児嶋郷宮浦村
一七百貳拾石四斗八升六合 同郷 上村
一四百五拾五石貳升 赤坂郷池田村
一三百四拾石三斗八合 同 南方村内
一六拾貳石九斗二升五合 小成物定米
合三千石 内千石へ半兵衛・忠左衛門尉分
右令扶助畢、全可領知者也、
慶長十八年十二月四日 御判
菅權助とのへ

(一六) 荒尾但馬守 (成房) 書状 (折紙) 三五・七×五二・八

猶々今朝之御目見御仕合残所無御座候、以而可申入候、權介方へ之書状
其方可有御届候、以上、
總申候、先度菅權介被取候大坂舟之加子八人・上乘式人、京へ可差上旨御説候
間、服部勝兵衛奉行ニ被成即勝兵預り之御小人ニひかせ可有御上候、加子老
人ニ御小人三人ほと御付候て尤候、かちの衆三人も奉行ニ御付候、是も書付進

